

平成31年度 税制改正 要望意見

新規

継続

コメント欄は、平成30年度
税制改正要望意見の該当箇所
をさしています。

No.	税目	条文	内容	理由	支部	判定	コメント
1	所得税	所法2①三十、 三十一 所令 11、措法41 の17、所基通2 -40	寡婦控除及び寡夫控除の適用範囲、適用要件を見直すこと	<p>現行の寡婦控除は、民法上の婚姻関係が前提となっているが、婚姻関係のない母子・父子に対して寡婦控除の適用範囲を拡大すべきである。</p> <p>寡婦控除は寡婦の担税力の低さを考慮して設けられているはずであるが、死別・離婚した母親と、非婚の母親との間に担税力の差はないと思われる。母子家庭世帯のうち非婚を原因とする家庭も相当の割合存在にするとみられる今日、生活に苦しむ世帯の税負担や健康保険料等を軽減しているべきである。</p> <p>また、寡婦控除と寡夫控除の適用には、扶養親族の有無・所得制限等に男女差があり、また男性には特別の寡夫という制度がなく、その範囲及び適用要件を統一すべきである。</p>			県連P2の7
2	所得税	所法2条、所法79 条、所法84条、 措法41条の16、 平成22年度所得 税法等改正法附 則5条	年少扶養親族に対する所得控除の復活	<p>子ども手当の創設に伴って年少扶養親族に対する扶養控除が廃止となったが、児童手当へ名称変更し、0才～中学卒業までの児童を養育しているものに支給されるが、法改正時より支給額は減額され、また、所得制限のため全世帯へ支給されるものではない。</p> <p>少子化傾向の我国にとって、すべての子育て世代への支援は必須であり、年少扶養控除を復活させ、安心して子供を産める社会にすることに助力すべきである。</p>			県連P3の8
3	所得税	所法33条 1、59条 民法762 条、768条	離婚時に於ける不動産による財産分与に対してなされる譲渡所得課税を廃止すること	<p>1. 婚姻中における「実質的共有財産」にかかる清算・分割である財産分与は、配偶者の潜在的持分の顕在化に過ぎないことから、そもそも資産の譲渡は存在しない。</p> <p>2. 最判昭50年5月27日における「代物弁済援用理論」は、先行する「有効な債権額の存在」と「本来の弁済に代えて行われる給付」という2要件を欠いていることから、援用不要である。</p> <p>3. 「財産分与義務の消滅」という「経済的利益」には担税力が無く、そこに課税することは所得税課税の原則に反する。</p> <p>4. 分与を受けた者に取得価額及び取得時期を引き継がせ、その後の譲渡においてキャピタルゲイン課税を行う方が、納税者理解も得られると考える。</p>			県連P4の14

No.	税目	条文	内容	理由	支部	判定	コメント
4	所得税	所法69 措法31、32	土地等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること	損益通算制度は、適正な担税力に応じて課税するという課税原則の基本理念を実現するための制度であるが、平成16年度の改正により土地建物等の譲渡損益と他の所得との損益通算及び譲渡損失の繰越控除制度が廃止され、担税力を失った部分にも課税されることになった。さらに、この損益通算等の廃止によって、事業運営不振を補てんするため等の遊休不動産の売却による流動化が阻害され、経済活性化への一層の足かせとなっている。したがって、土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めるべきである。			県連P4の13
5	所得税	所法70	青色申告者の青色欠損金（純損失）の繰越控除期間の延長	法人税の繰越控除期間と均衡を要するために、3年から10年に延長する。			県連P3の9
6	所得税	所法79、 83、85	納税者の合計所得金額にかかわらず、配偶者控除を認めるべき	配偶者控除は人的控除なのだから、納税者の合計所得金額にかかわらず適用を認めるべきである。 配偶者控除は、配偶者の基礎控除の代替であるため。			新規
7	所得税	所法86条	基礎控除の金額引き上げ	一年間の生活費を考慮すると少なすぎる。 現在の控除額である38万円になった平成7年の水準では、インフレによる物価の上昇率が反映されていないため。			新規
8	所得税	所法87	雑損控除の控除順序を最後にすること	扶養控除や社会保険料控除等、納税者が負うべき生活の基盤となる人的控除や社会共通費用とも言うべき諸控除を無視し、雑損控除をまず控除すべきとする必然性は認められない。これら担税力の弱体化した先の熊本地震のような被災納税者の保護という観点から、雑損控除の控除順序は最後とすべきであり、控除しきれない雑損控除額は次年度以降控除額が終了するまでの期間にわたり繰り越しを認めるべきである。			県連P3の10
9	所得税	所法144	相続による事業承継の場合、青色申告承認申請書の提出期限を事業承継者の確定申告期限もしくは相続税の申告期限までとすること	被相続人に不動産所得や事業所得がある場合は、被相続人の事業を承継するにあたり分割協議に時間を要することが多く、それに比べ現行の期限は短すぎ、提出期限を徒過することが多くなる。			県連P3の11 復活

No.	税目	条文	内容	理由	支部	判定	コメント
10	所得税	措法26、67	社会保険診療報酬の所得計算の特例を廃止すること	立法趣旨として、小規模及び開業早々の医業者の経営安定を図るための暫時税負担を軽減させる目的があったと思われるが、社会診療報酬は収入単価が決められている(値引きがない)、2ヶ月後には支払基金から確実に診療報酬を回収できる(貸し倒れが皆無)等、一般事業と異なり、そもそもかなり安定した経営状態にあるといえる。そのような立場にある医業者に対して、さらに同法の概要経費率を用い所得を軽減させることは、税負担の公平性に欠けるといわざるを得ない。既に規定の目的は達している。農業所得に対する概算計算も廃止されており、医業にのみ特例を残す必然性はない。収収の確保ができる。			県連P2の4
11	所得税	措法35条3項	被相続人の居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例要件の緩和	現在は、昭和56年5月31日以前に建築された家屋が適用要件とされているが、被相続人等の居住用財産であれば、建築年数にかかわらず適用を認めるべきである。			新規
12	所得税	措法37の12の2⑥	上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除期間を延長すること	その年の前年以前3年以内の各年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額は、その年分の株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から控除される。上場株式等に係る譲渡損失は、上場株式等に係る配当所得とのみ損益通算が可能と限定されている。そこで、譲渡損失はその年の前年以前3年以内を5年以内と期間の延長と、並びに申告の継続要件の廃止を要望する。			県連P2の5
13	所得税	措法41の4	不動産所得に係る損益通算制度の特例を廃止すること	この特例は平成4年より土地価格の高騰を抑えるために導入された制度で、土地下落が著しい現在では、その制度の存在意義がなく即刻廃止すべきである。支払利子の負担により所得が減少しているにも関わらず、損益通算を認めないのは、担税力からいっても問題である。平成10年度の税制改正で、すでに法人税の新規取得土地等に係る負債利子の特例は廃止されており、法人税との公平性からも廃止すべきである。			県連P3の12
14	法人税	法法22の3の2	法人事業税については、今後も法人税法上の損金とし、かつ、その発生事業年度の損金とすること	未払法人事業税についても、その発生事業年度の確定債務たる要件を満たしているものと考えられ、損金として認めるべきである。			新規

No.	税目	条文	内容	理由	支部	判定	コメント
15	所得税・法人税・地方税	所令138、 法令133	少額減価償却資産の取得価額基準を引き上げること	少額減価償却資産の損金算入制度における取得価額基準は10万円未満とされ、20万円未満の減価償却資産については3年間にわたって損金算入を行う一括償却資産制度がある。さらに、中小企業に対しては、平成30年3月までの間、年間の損金算入金額の上限を300万円として取得価額30万円未満の減価償却資産につき取得時に全額損金算入することが認められている。しかし、税制の簡素化の観点から、これらの制度を統合して少額減価償却資産の取得価額基準を30万円未満とすべきである。これらの規定を地方税法も同一とする。			県連P5の19
16	所得税・法人税・相続税	法法2	電話加入権を固定資産の範囲から削除し、現在固定資産（非償却資産）に計上されている電話加入権は、償却することを認められたい	電話加入権として計上すべき金額が、最近不明確になっている。電話加入権の市価（売買価格）が最近では安くなっている。企業で固定資産に計上されている電話加入権を番号ごとに実物と突合すると、時々不一致が見受けられる。休止票を紛失してしまっている例、休止票の期限が切れてしまっている例もある。			新規
17	所得税・消費税	所法124、 125 消法45	準確定申告書の提出期限を相続税の申告期限と同一にすること	納税者の死亡後4か月以内の申告期限であるが、一般的に49日法要後に相続手続きが開始されることが多く、申告期限を過ぎてしまうことが多い。4か月で生前所得の把握は困難な場合が多い。相続人が遠隔地に居住している場合には期限が短すぎる。			県連P4の15
18	相続税	相法27 相規則16	法定相続情報証明書を戸籍謄本の代わりとすることができる旨を規定すべき	相続人の費用と手間の負担が削減される。相続税の申告書の添付書類が少なくなることにより、税務署側でも保管場所のスペースを確保できることになる。			新規
19	相続税	財産評価基本通達89	法定耐用年数を経過した家屋の評価減及び当該敷地(宅地)等の評価減を設けるべき	現行の家屋の相続税評価額は、固定資産税評価額に1.0倍をした金額となっている。固定資産税評価額は法定耐用年数を経過したものであっても、「最終残価率」が再建築価格の20%と設定されているため、これを下回る評価額とはならない。固定資産税評価額に不服がある場合には審査の申出ができるが、固定資産税の課税のための制度であり、相続という偶発的な場合にはなじまないものとする。そこで、耐用年数を経過した家屋については、経過年数に応じた（5年単位など）減額措置を設けるべきと考える。また、当該敷地も更地にするためには、家屋の取壊し等の利用制限があるので減額措置を設けるべきである。			県連P5の20 復活

No.	税目	条文	内容	理由	支部	判定	コメント
20	相続税		相続税申告書も電子申告可能とすること	インターネット環境が整っている現在、相続税の申告書についても電子申告環境を早急に整備すべきである。			新規
21	消費税	消法2の1の14、9、29、30の7、57の2	帳簿方式を維持し、インボイス方式を導入しないこと	適格請求書等保存方式（インボイス方式）は「適格請求書」の保存を仕入税額控除の要件としているが、適格請求書発行事業者登録手続きが適正に行われるか不明なうえ、事業者に多大な事務負担をかけることとなることから、単一税率であれば、現行の「帳簿方式（請求書等保存方式）」で十分対応可能であり、導入の必要はない。また、免税事業者を市場から排除することとなるので、インボイス方式は導入すべきではない。			県連P7の25
22	消費税	消法9④、19②、37	各種届出書・申請書の提出期限を確定申告期限までとすること	決算日までに当期の決算を確定し、それに基づく翌期の決算を予想し、各種届出書の有利・不利を判断し、同日までに届出書を提出することは非常に困難である。提出期限を申告提出期限とすれば、当期決算も確定し、翌期収支予想もでき、各種届出書の有利・不利の判断ができる。			県連P6の21
23	消費税	消法30	課税売上割合が99%以上の場合は、課税売上高にかかわらず全額仕入税額控除できるようにすること	課税売上高が5億円を超える事業者は、非課税売上高が少額の受取利息等しかない事業者であっても会計帳簿に課税売上対応分、非課税売上対応分、共通分と区分する個別対応方式を採用する必要があり、事業者に過度の事務負担がかかっているため。なお、一括比例配分方式を採用すると事務負担は軽減されるが、本来負担しなくてもよい消費税を負担する可能性があるのは不合理である。			新規
24	印紙税	印紙税法第2条他	印紙税を廃止すべきである	同じ文書でも「電子文書」では印紙税の課税文書には該当せず、「紙の文書」は印紙税の課税文書に該当するが、両者の差異に合理的な理由が見当たらない。また、印紙税の納付を失念したとしても、契約書・領収書等の文書としては法律的に有効であり、印紙税の存在意義が非常に薄いものと思われる。			県連P7の27

No.	税目	条文	内容	理由	支部	判定	コメント
25	地方税	地法4、75	ゴルフ場利用税の廃止	ゴルフは、リオオリンピックから正式にオリンピック種目とされ、2020年開催の東京オリンピックでも埼玉県霞が関カンツリー倶楽部で開催される予定である。このような環境下で、従来のように応益税、贅沢税として課税されるのは、時代の要請に合わないと考える。地方ではゴルフ利用料金に占めるゴルフ場利用税の課税標準である1日当たり800円の割合が高くなる傾向にある。ゴルフを若者（18歳以上）に普及させるためにも、ゴルフ場利用税は廃止すべきである。なお、自民党の平成29年度税制改正大綱にも第三検討事項「15. ゴルフ場利用税については、今後長期的に検討する」としている。			県連P7の28
26	地方税	地法341、349～351	償却資産税の計算方法と申告書の提出期限を見直すこと	償却資産税の賦課期日は、法人についても決算日と関係なく、1月1日とされている。平成19年度税制改正により、減価償却資産は残存簿価1円まで償却できるようになったが、固定資産税の償却資産の最低限度評価額を取得価格の5%とする評価方法は維持されており、また、30万円未満の少額減価償却資産の取り扱いについて国税と乖離している。国税における固定資産税の規定との整合性、申告業務の簡素化などの観点から、法人についてはその賦課期日を決算期末日とし、申告書の提出期限も法人税等の申告同様に、決算日より2か月として、国税の減価償却の計算と同一の方法で課税標準を算出する等、償却資産税の計算方法と申告書の提出期限を見直すべきである。			新規
27	地方税	地法388	家屋の評価に関する資料（評価調書、評価数付設表等）について、すべての市町村において当該家屋が滅失するまで保存するように義務付けること 家屋の評価に関する資料が保存されていない場合、納税者の請求があれば、市町村は速やかに再評価しなければならない、との項目を付け加えること	家屋に関する評価資料の保存は、「努めること」とされ、保存していなくとも、市町村に特別な制裁はない。このため、市町村で評価資料を紛失する例が後を絶たない。評価資料が保存されていないならば、納税者は根拠なく、固定資産税を一方的に課税されていることになる。こうした状況に対応するため、評価資料の保存を市町村に義務付け、こうした保存がない場合、納税者の請求があれば、市町村に再評価を実施させ、公平な固定資産税の課税を確保すべきである。			新規

No.	税目	条文	内容	理由	支部	判定	コメント
28	地方税		住民税の特別徴収納付明細にマイナンバーの記載を廃止すること	平成29年度の住民税特別徴収明細にマイナンバーを記載している市町村と記載していない市町村があった。企業は、本人の了解のもとにマイナンバー提示を受け保管しているものであり、情報提供が市町村といえ本人以外から取得できるのは本人の了解を得られない。			新規
29	税務行政	租措法35	居住用不動産に係る譲渡所得における3000万控除適用要件につき、「居住しなくなつてから3年」の期限延長	老人ホームに入所した場合、住民票を移動することがあり、実質的にも生活の拠点がそこに移っていると考えられるケースがあるが、その入所が身体または精神上の理由により介護を受ける必要があるためであり、自宅の維持管理がされている場合には、「3年経過後の12月31日までの譲渡」という期限を延長すべきである。			新規
30	税務行政		国税庁HPによる納付書等の打出整備	都税等は、印刷して払込用の紙を出力ができるが、国税はそれができないため、払込用紙をHP打ち出せるようにすべきである。			県連P7の30
31	税務行政	税理士法5	税理士試験の受験資格を完全に撤廃する	平成29年度（第67回）税理士試験の受験申込者数は41,242名となっている。これは過去16年間で最も受験申込者数が多かった12年前（平成17年度（第55回）税理士試験）の受験申込者数67,858名に比べ、39%もの大幅な減少である。司法試験予備試験、公認会計士試験、司法書士試験といった主要な資格試験が相次いで受験資格を撤廃する中で、税理士試験が受験資格を堅持し続けることは、未来の税理士界を担う有為な人物の確保という点で他士業に大きな遅れを取りかねない。よって税理士試験の受験資格の完全撤廃を要望する。			県連P8の31
32	税務行政		遡及立法の禁止	租税法律主義における予測可能性や法的安定性が害されることがないように、租税法規不遡及の原則に従い、税制改正は不利益な遡及適用を行ってはならないことを刑法と同様に租税法にも明文化すべきである。地裁判決では、遡及適用が合憲か否かの判断で「課税期間の開始前に一般的かつ十分に改正がなされることが予測できる場合は憲法に違反しない」と述べているが、これは、噂を流せば法律は要らないこととなり、法律の存在を否定するものである。この流れが確定してしまうと今後このような遡及立法が租税の領域で多用される恐れがある。			新規